



2025年6月25日

各位

会社名 アルプスアルパイン株式会社
代表者名 代表取締役 社長 CEO 泉 英男
(コード番号：6770 東証プライム市場)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部 部長 鈴木 睦
TEL 050-3613-1581 (IR 直通)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年6月25日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 71,100株
(3) 処分価額	1株につき1,425円
(4) 処分総額	101,317,500円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 4名 31,400株 当社の取締役を兼務しない執行役員 9名 39,700株
(6) その他	本自己株式処分は、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月28日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対する長期的なインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値の共有を進めることを目的として、当社を対象取締役及び取締役を兼務しない執行役員（以下併せて「対象取締役等」といいます。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2019年6月21日開催の第86回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするため、対象取締役に對し、2016年6月23日開催の第83回定時株主総会においてご承認いただいた既存の報酬年額7億円以内の範囲内にて新たに金銭報酬を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として40年間とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に對して発行又は処分する普通株式の総数は、従来の株式報酬型ストック・オプション制度と同様、年200,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、そ

の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とし、1円未満の端数は切り上げます。）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役職員として有能な人材を確保するとともに、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計101,317,500円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を付与し、本金銭報酬債権を現物出資することにより当社普通株式71,100株を割り当てることといたしました。また、譲渡制限期間につきましては、本制度が対象取締役等に対して長期インセンティブ報酬として機能するよう、株主の皆様からご承認いただいた40年間とし、任期満了又は定年その他正当な事由で退任した場合等に譲渡制限を解除することとしております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等13名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 2025年7月24日から2065年7月24日まで

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも任期満了又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職の場合を含む。）により、譲渡制限期間が満了する前に退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職後すみやかに、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める退任又は退職時点において保有する本割当株式の数のうち、対象取締役等の2025年6月25日（第92回定時株主総会の日。ただし、対象取締役等が取締役を兼務しない執行役員の場合には2025年4月1日）から退任又は退職までの役務提供期間（月単位）に応じて予め定められた割合の株式数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

(5) 譲渡制限解除後の返還の取扱い

当社は、譲渡制限の解除後において、対象取締役等による法令または社内規程の重要な点での違反その他の重大な非違行為が認められる場合、対象取締役等の行為に起因して当社に重大な信用毀損等が生じ

た場合など、当社の取締役会が定める一定の事由が生じた場合、譲渡制限が解除された当社普通株式相当額の金銭の全部または一部の返還を求めることができる。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(7) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式の全てについて、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第93期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,425円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上